

第4回検討会宿題事項

- 国期間分の退職手当と整理資源の推移について（資料1-1）
- 法人移行後の負担状況について（資料1-2）
- 年金制度と公経済負担について（資料1-3）
- 監事機能について（資料1-4）

国期間分の退職手当と整理資源の推移

(億円)

300

250

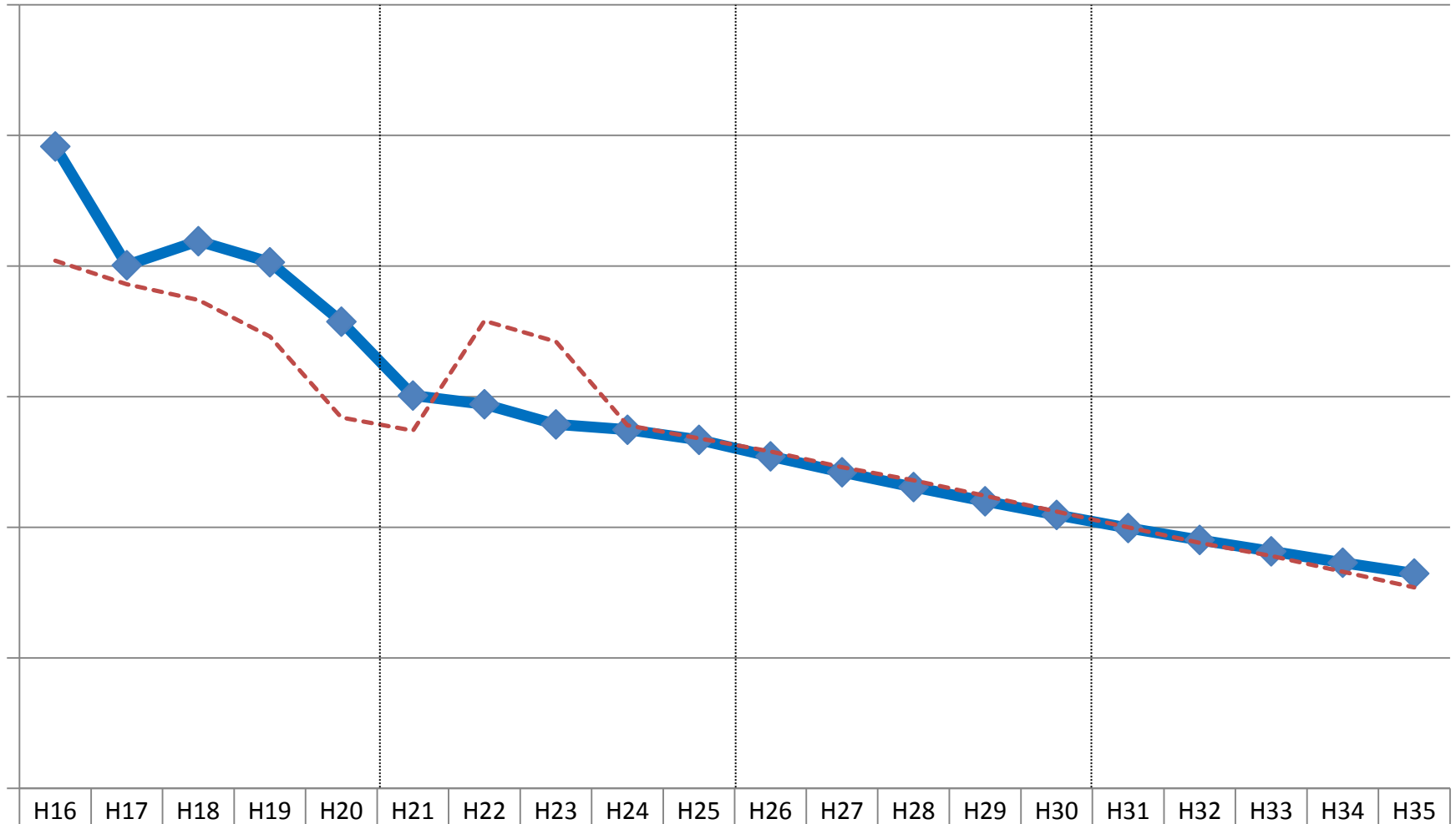
200

150

100

50

0



● 退職手当
(国期間分)

--- 整理資源

H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35

246 200 210 201 179 150 147 139 137 133 127 121 115 110 105 100 95 91 86 82

202 193 187 173 142 137 179 171 139 134 129 123 118 112 106 100 94 89 83 77

(注1) 退職手当(国期間分)については、H23までは実績額、H24、H25は予算額、H26以降は過去の支給実績を基に見込んだ推計値

(注2) 整理資源については、H24までは実績額、H25以降については「平成21年財政再計算」(厚生労働省社会保障審議会年金数理部会)に基づき推計

法人移行後の負担状況について

区分		法人税法上の位置付	年金制度	国庫・公経済負担	恩給期間に係る追加費用
独立行政法人	公務員型	公共法人	国家公務員共済	・自収自弁の性格が強い法人 ...法人が負担(注1) ・自収自弁の性格が弱い法人 ...国が負担	同左
	もともと国 (48法人)	公共法人 (2法人は公益法人等)	国家公務員共済	上と同じ(注2)	同左
	もともと特殊法人等 (48法人)	公共法人 (13法人は公益法人等)	厚生年金	国が負担 (社会保障関係費)	—(注3)
国立大学法人		公共法人	国家公務員共済	自収自弁の性格が弱い法人 であり、国が負担	同左
日本年金機構		公共法人	厚生年金	国が負担 (社会保障関係費)	国が負担(注4)
日本郵政株式会社等		普通法人	国家公務員共済 (当分の間)	国が負担 (社会保障関係費)	法人が負担
NTT、JT、JR会社		普通法人	厚生年金	国が負担 (社会保障関係費)	法人が負担(注5)
地方公共団体		公共法人	地方公務員共済	地方公共団体が負担	地方公共団体が負担

(注1) 現在、(独)造幣局、(独)国立印刷局、(独)国立病院機構が該当。

(注2) 現在、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構が法人負担。

(注3) 基本的に追加費用はないが、共済期間に算入することとされている法人の役職員であった期間に係る費用は、独立行政法人が負担。

(注4) 年金機構は、国から委託を受けて業務を行う新たな組織として設立され(権利・義務の承継は一部の業務に係るもののみ)、特別会計はそのまま存続したため、引き続き、特別会計が負担。

(注5) 旧国鉄分については、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が負担。

国立病院機構の現状と課題について

- 国立病院機構においては、公経済負担（注）を負担することとされている。現在、独立行政法人が負担することとされている法人は、国立病院機構と国立印刷局、造幣局の3法人と一部の職員に係る機構のみ。

（注）基礎年金給付金（基礎年金拠出金）に係る国庫負担2分の1相当額

（負担状況）

区分	年金制度	公経済負担
独立行政法人 （102法人）	国家公務員共済 （特殊法人等から独立行政法人へ移行した法人は厚生年金）	国が負担 （ただし、以下については、法人が負担） 国立病院機構、国立印刷局、造幣局 （郵便貯金・簡易生命保険管理機構（43名））
国立大学法人	国家公務員共済	国が負担
日本年金機構	厚生年金	国が負担 （社会保障関係費）
日本郵政株式会社等	国家公務員共済 （当分の間）	国が負担 （社会保障関係費）
NTT、JT、JR会社	厚生年金	国が負担 （社会保障関係費）
地方公共団体	地方公務員共済	地公体が負担

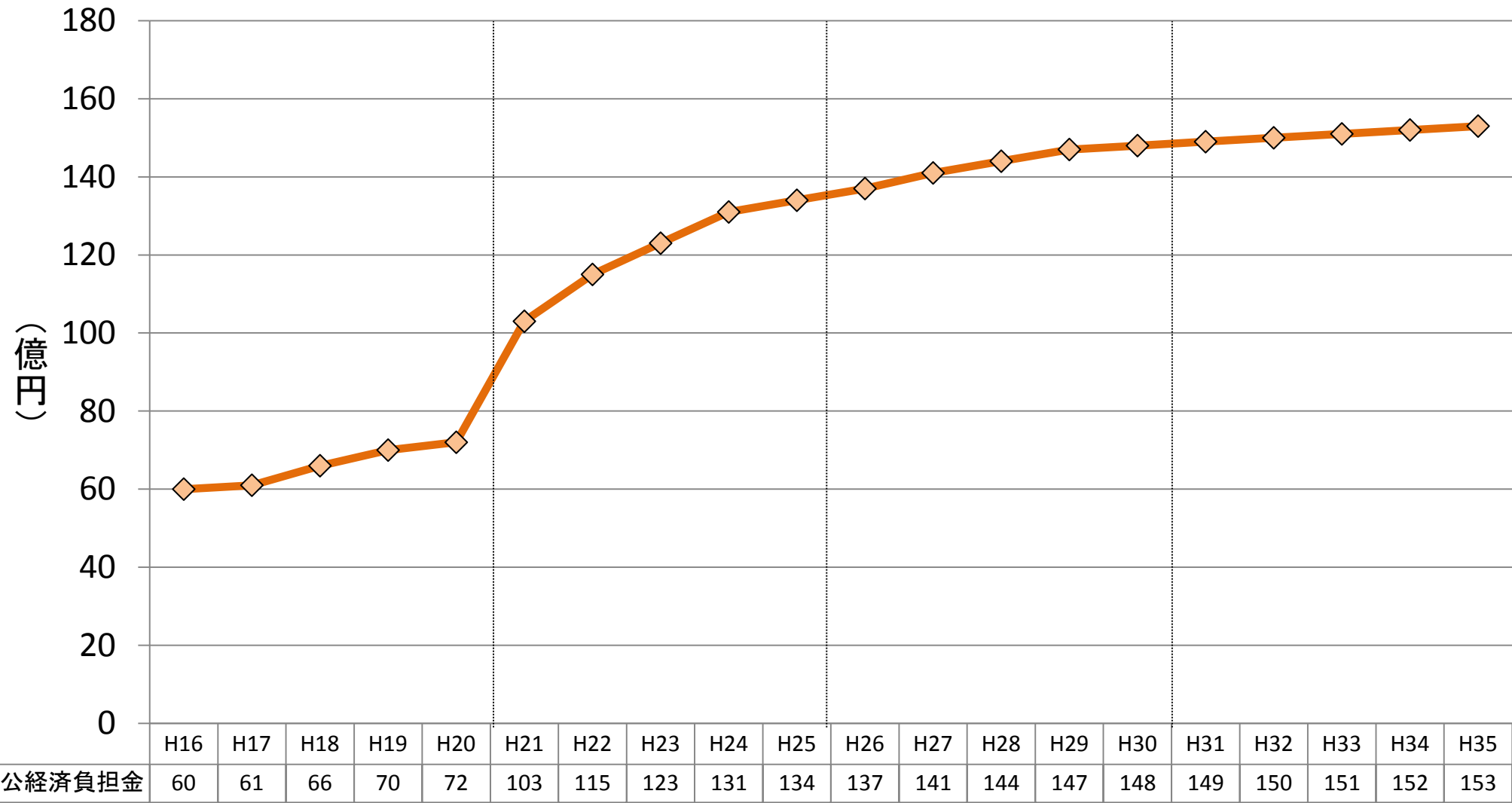
（注1）日本郵政株式会社等については、法律により当分の間国共済法が適用

（注2）旧国鉄分については、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が負担

職員の非公務員化に伴う課題等（第2回検討会資料参照）

項目	現状(特定独法)	医療事業を行う非公務員型法人(例)		主な課題等
		非特定独法の場合	日赤、医療法人の場合	
社会 保険	国家公務員共済組合法 →年金の給付及び医療保険	【NC】 国家公務員共済組合法 →年金の給付及び医療保険 【労災病院】 厚生年金保険法 →年金の給付 健康保険法 →医療保険	厚生年金保険法 →年金の給付 健康保険法 →医療保険	社会保険の適用の在り方

公経済負担金の推移



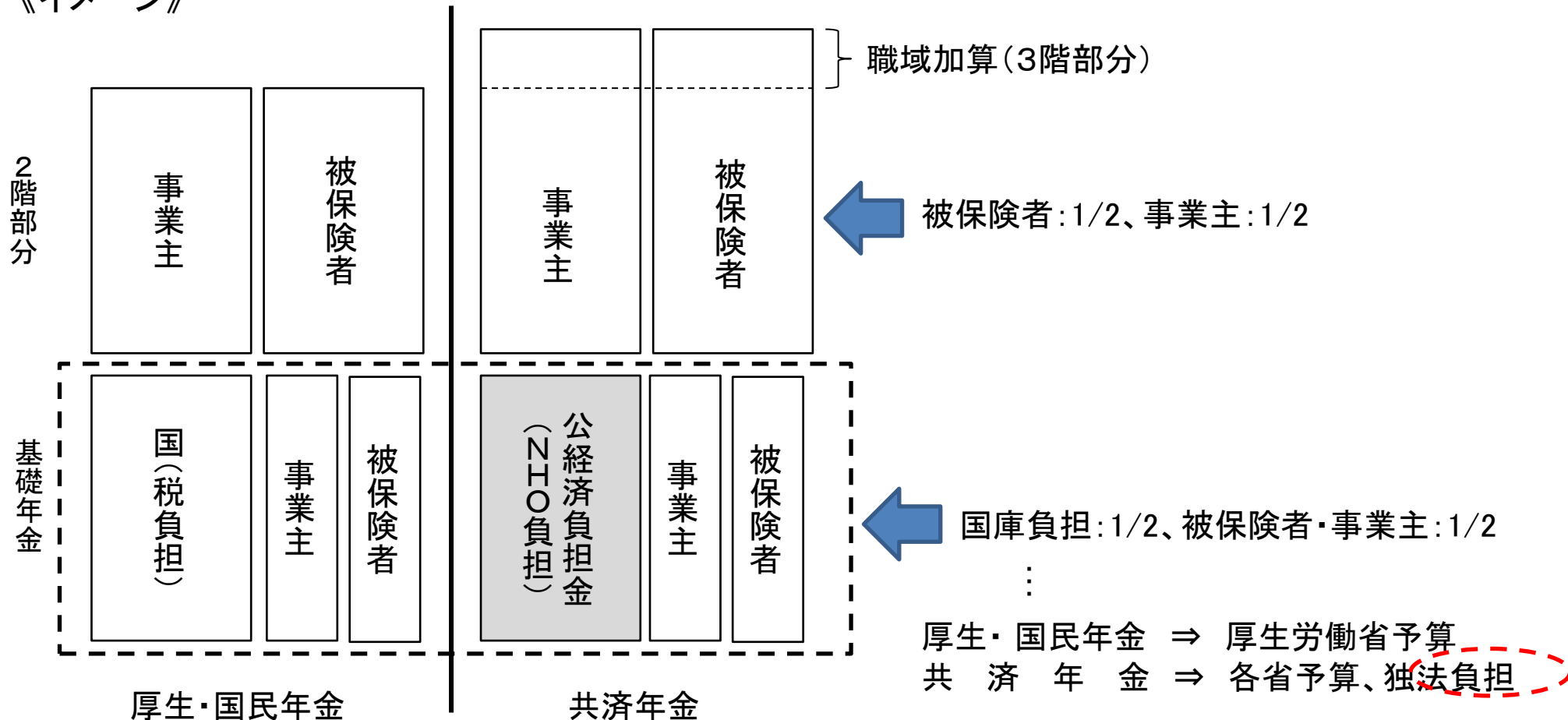
(注) H24までは実績額、H25以降については「平成21年財政再計算」(厚生労働省社会保障審議会年金数理部会)に基づき推計

共済年金における公経済負担について

(参考3)

基礎年金の給付に要する費用（長期給付）については、公的年金制度全体で公平に負担するとともに、基礎年金拠出金に係る2分の1に相当する額については、国庫等が負担することとされている。共済組合における公経済負担は、基礎年金拠出金に係る2分の1の国庫負担分等をいう。

《イメージ》



第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員(事項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。)をもつて組織する国家公務員共済組合(以下「組合」という。)を設ける。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。

一 (略)

二 厚生労働省 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構に属する職員

三 (略)

3～5 (略)

第九十九条(略)

2 (略)

3 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構(第二条第三項において「国等」という。)は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額

4～7 (略)

○医療法人等における監事の職務等

	現 行	医療法人	民間会社及び 一般社団(財団)法人	行政法人(改正案)
根拠法	独立行政法人通則法	医療法	会社法 一般社団(財団)法人法	行政法人通則法案
職務	業務の監査(※) <u>※監事による監査は、財務内容等の監査を含む業務の能率的かつ効果的な運営を確保するための監査として行われる(『改訂独立行政法人制度の解説』)</u>	業務又は <u>財産の状況</u> の監査	取締役(理事)の職務の執行の監査	業務の監査(※) <u>※監事による監査は、財務内容等の監査を含む業務の能率的かつ効果的な運営を確保するための監査として行われる(『改訂独立行政法人制度の解説』)</u>
	監査の結果に基づき必要がある場合の法人の長若しくは主務大臣への意見提出	毎会計年度、業務又は <u>財産の状況</u> についての監査報告書作成、社員総会又は理事への提出	監査終了後の監査報告の作成	・監査終了後の監査報告の作成 ・監査の結果に基づき必要がある場合の法人の長若しくは主務大臣への意見提出
権限	—	—	随時、取締役(理事)等に対する事業の報告徴収、又は業務及び <u>財産の状況</u> の調査	随時、役員(監事除く)等に対する事務及び事業の報告徴収、又は業務及び <u>財産</u> の調査
義務	—	不正行為又は法令若しくは定款等に違反する重大な事実の発見時の都道府県知事又は社員総会等への報告(必要に応じ社員総会等の招集の請求)等	取締役(理事)の不正行為又は不正行為のおそれがある場合等の取締役会(理事会)への報告	役員(監事除く)の不正行為又は不正行為のおそれがある場合等の理事長(当該役員が理事長の場合は主務大臣)への報告